

佐世保市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年12月21日条例第87号）

最終改正:

改正内容:令和5年12月21日条例第87号 [令和6年1月1日]

---

○佐世保市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和5年12月21日条例第87号

佐世保市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

佐世保市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。)において定めるところによる。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、基準省令(基準省令附則第2条を除く。)に定めるところによる。

(暴力団等の排除)

第4条 放課後児童健全育成事業者は、役員等(放課後児童健全育成事業者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、放課後児童健全育成事業者が法人である場合にはその役員、その支店又は事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。)が佐世保市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、基準省令第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和7年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

---